

2014年～2016年

国際柔道連盟試合審判規定

(和訳・ガイド付き)



公益財団法人 全日本柔道連盟

はじめに

2009年1月1日施行の国際柔道連盟試合審判規定において、「効果」のポイントが廃止されるとともに、「有効」以上の得点差がない場合には、ゴールデンスコアで勝敗を決することとなった。また、罰則においても『立ち技の攻撃・防御において下穿きを握った場合は、「待て」とし「指導」が付与される』という大きな改正に至った。更に、上述した罰則は、2010年1月1日に改正施行に至った国際柔道連盟試合審判規定では（全日本柔道連盟では、2010年4月1日適用）、『片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で、帯より下への直接攻撃または防御を施した場合は禁止、該当試合者は反則負け』へ再改正されるに及んだ。講道館柔道の『投げ技』の技術体系をも揺るがす改正であったことは明瞭であり、これらの一連の審判規定改正は、1973年、国際柔道連盟ローザンヌ総会で「効果」ポイントの導入決定が決まって以来の歴史的な規定改正である。そして、特に日本においては、審判に従事する柔道愛好家達を震撼させたことは記憶に新しい。

2009年以来、2014年の1月に至るまで、国際柔道連盟試合審判規定の度重なる改定の都度に、その解釈変容については国際柔道連盟から各国の柔道連盟へ伝達されたが、国際柔道連盟試合審判規定自体が、完全に手直しされリニューアルされるに至らなかった。その間、国内の柔道に携わる審判や指導者の方々からも、当然の如く規定発刊を改定毎に希望する声が高まったが、全日本柔道連盟においては、2010年に国際柔道連盟試合審判規定の和訳版を発刊して以来、新出版できずに焦燥感を募らせるばかりであった。

そのような中、リオデジャネイロ五輪に向けた（2014年1月1日施行）国際柔道連盟試合審判規定（2014～2016版）の改正に伴い、遂に2014年11月10日、IJF公認テキストとして審判規定がリニューアルされた。この事態を受けて、全日本柔道連盟審判委員会では、予めから国内で発刊が望まれていた国際柔道連盟試合審判規定（2014～2016年版）の発刊を決意し、明文化された全ての内容を忠実に和訳・検討して、註釈を加えた上でこの度の発刊に辿り着いた次第である。

今回の国際柔道連盟試合審判規定発刊によって、柔道家の皆さんが、国際柔道の現状を更に理解され、安心して柔道の普及発展のために邁進される一助になることを願って止まない。

全日本柔道連盟 審判委員会委員長
西田 孝宏

目 次

(2014年～2016年)

国際柔道連盟試合審判規定 (和訳・ガイド付き)

はじめに

第1条	試合場	3
第2条	用具	5
第3条	服装 (柔道衣)	7
第4条	衛生	8
第5条	審判員と役員	8
第6条	主審の位置と任務	9
第7条	副審の位置と任務	10
第8条	審判員の動作	10
第9条	試合の場所 (場内)	18
第10条	試合時間	18
第11条	試合時間外	19
第12条	試合終了の合図	19
第13条	「抑え込み」の時間	19
第14条	試合終了の合図と同時に施された技	20
第15条	試合の開始	20
第16条	寝技への移行	22
第17条	「待て」の適用	23
第18条	「そのまま」	24
第19条	試合の終了	24
第20条	「一本」	27
第21条	「技あり、合せて一本」	28
第22条	「総合勝ち」 削除	28
第23条	「技あり」	28
第24条	「有効」	28
第25条	「効果」 削除	29
第26条	「抑え込み」	29
第27条	禁止事項と罰則	30
第28条	「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」	36
第29条	負傷、疾病、事故	37
第30条	規定に定められていない事態	40
	国内における「少年大会申し合わせ事項」	41

◆第1条 試合場◆

試合場は最小限14m×14mとし、畳又はそれに類したものを敷き詰める。

試合場は2つの区域に分けられる。

内側の区域を試合場内と呼び、最小8m×8mから最大10m×10mとする。

外側の区域を安全地帯と呼び、3m以上の幅とする。^{*1}

試合場内と安全地帯は違う色の畳を使用し、場内外での攻防における誤審を防ぐために明確に対比した色を使用しなければならない。

推奨される色は、IJFに承認されたものとする。

試合場は弾力性のある床又は台上に設置されなければならない。（附則参照）

2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保されなければならない。

試合場全周には50cm以上の自由区域を設けられなければならない。

第1条 試合場 附則

オリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドマスターズにおける試合場内の大きさは10m×10mとし、安全地帯は最小限4m確保しなければならない。大陸選手権大会における試合場は、同様の規格での設置を推奨する。

畳^{*2}

畳の大きさは、通常1m×2mもしくは1m×1mとし、圧縮材で作られたものとする。

畳は足ざわりが硬く、受身の衝撃を和らげる性質があり、滑りにくく、かつ、ざらざらしていないものとする。

畳は隙間無く整然と並べられ、段差が無く、ずれないように固定されていることが、試合場を設置する際の条件である。

畳に関する詳細は、IJFが定めているスポーツ・オーガナイゼーション規程（以下SOR^{*3}）附則6条にある「IJF畳規程」を参照。

畳を設置する台

畳を設置する台は任意のものでよいが、ある程度の弾力性を備えており、木材で頑丈に作られ、約18m四方、高さ1m以下（通常は50cm以下）の条件を満たしていること。（台を用いる場合、安全地帯の幅は、試合場全周にわたって4m確保されることが望ましい）

*1…規定上外側の区域を安全地帯と呼び、3m以上の幅としているが、安全性を考慮すると4m以上が望ましい。

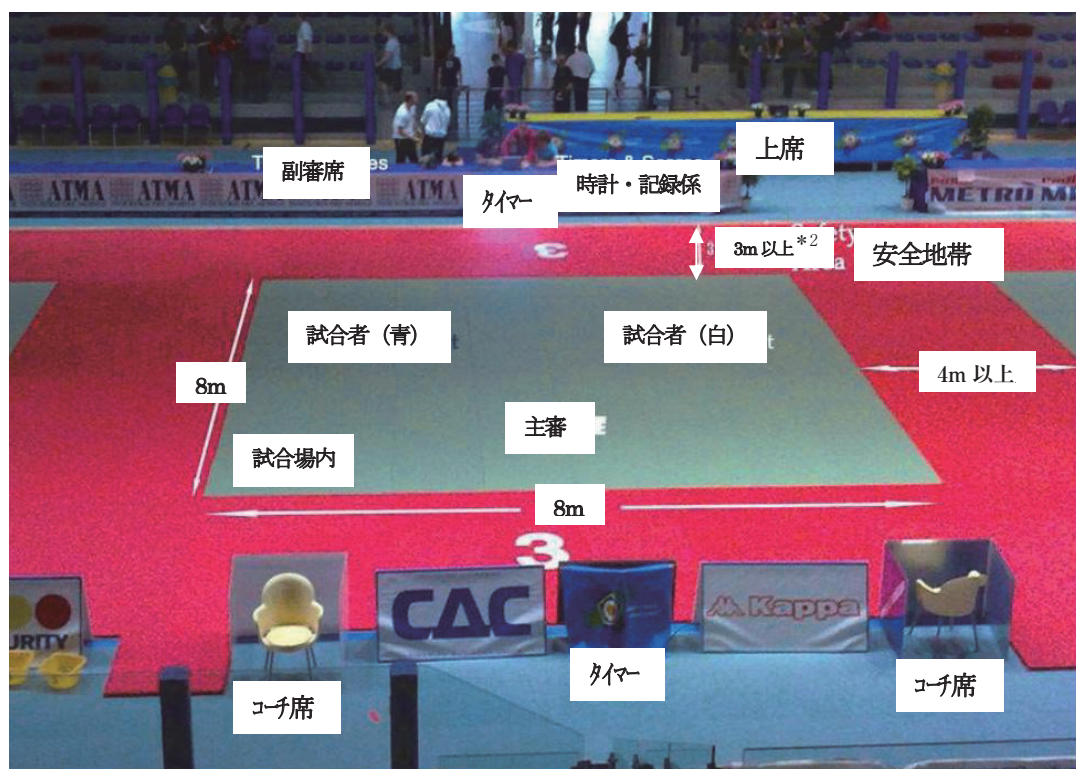
*2…日本国内における畳については、公財）全日本柔道連盟公認用具（柔道畳）規程に準ずる。

*3…Sports and Organization Rule

大会会場



試合場



* 1 … 4mが望ましい

* 2 … 4mが望ましい

◆第2条 用具◆

1. 得点表示板

各試合場の外側には、スコアを水平に表示する2台の得点表示板が設置される。これらは、審判員、ジュリー、役員、観客に見やすい配置にする。

得点表示板は、試合者に与えられた罰則も表示されなければならない。（附則の例参照）

タイマー一体型電光表示板を使用する場合は、手動式の得点表示板も予備として用意する。（附則参照）

2. タイマー

タイマーは次のものを用意する。

試合時間用	1 個
「抑え込み」用	2 個
予備	1 個

タイマー一体型電光表示板が使用される場合でも手動式の時計を用意する。（附則参照）

3. 旗（時計係）

時計係は、次の旗を使用する。

黄色	試合中断時間用
緑色	「抑え込み」時間用

タイマー一体型電光表示板で試合時間、「抑え込み」時間を表示できる場合でも、これらの旗は予備として用意する。

4. 計時の合図

試合終了の時間を主審に知らせるベル、又はそれに類した音響装置を用意する。

5. 白色と青色の柔道衣*¹

試合者は白色又は青色の柔道衣を着用する（先に呼ばれる試合者が白色柔道衣、次に呼ばれる試合者が青色柔道衣を着用する）。

* 1…全日本柔道連盟、都道府県柔道連盟（協会）、市区町村郡柔道連盟（協会）、並びにそれらに準ずる柔道連盟主催の試合においては、青色の柔道衣を着用することを認められない。

第2条 用具 附則

得点表示係、記録係、時計係の位置

得点表示係、記録係及び時計係は、主審に向かい合って配置する。

観客との距離

原則として、観客は試合場（又は試合場の台）から3m以内に入ってはならない。

タイマーと得点表示板

タイマーは、時計係が使い易いものを使用する。また、これらのタイマーは、試合の開始時、及び試合中にも定期的に正確性の確認を怠らない。得点表示板はIJFで規定された基準に合致したものであり、必要に応じて審判員の指示があった際に操作できるものでなければならない。

タイマーの故障に備え、手動の時計が電光表示式時計と同時に使用されなければならない。また手動式の得点表示板が予備のために用意されていなければならない。

手動式得点表示板



例：青試合者が「技あり」を取り「指導」を1回受けた場合。

電光表示板



例：白試合者が「技あり」を取り「指導」を2回受け、青試合者が「有効」を取った場合。

◆第3条 服装（柔道衣）*1◆

試合者は次の条件に合った柔道衣を着用する。

大会当日、試合者は最新のIJF柔道衣規程に沿った柔道衣を準備すること。

IJF柔道衣規程（JUDO GI REGULATION）は、IJFホームページで確認できる。

【www.ijf.org -> DOCUMENTS -> ADMINISTRATIVE】

大会当日、試合者は最新の柔道衣コントロールガイダンスに則って柔道衣検査を受けること。柔道衣コントロールガイダンスは、IJFホームページで確認できる。

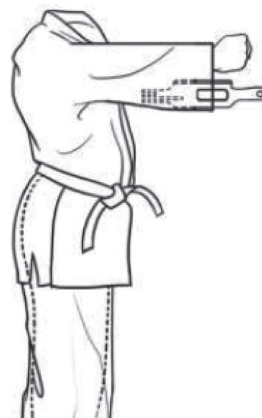
【www.ijf.org -> DOCUMENTS -> EDUCATION & COACHING COMMISSION】

柔道衣に関する全ての情報は、IJF柔道衣規程とIJF大会時の柔道衣コントロールガイダンスに記載されている。

柔道衣規程の変更について（2014年1月1日より実施）

1. 袖

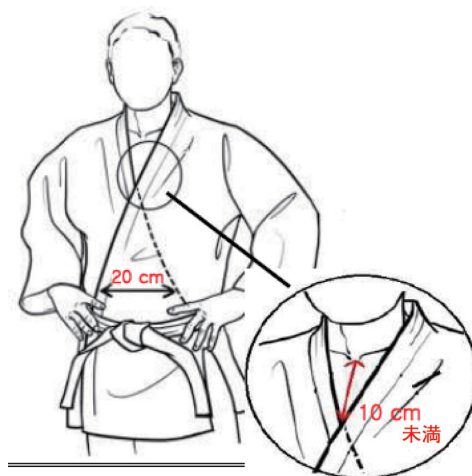
袖は、柔道衣検査を受けるときの高さまで両腕を上げた状態で、手首が覆われなければならない。



2. 上衣

上衣の併せ目で下襟の長さが、水平で20cm以上。

胸骨の一番上から襟の重なりあう部分までは垂直で10cm未満。



* 1…全日本柔道連盟では、平成27年4月1日以降の運用となる。

◆第4条 衛生◆

1. 柔道衣は清潔で、おおむね乾燥していて、不快な臭いがしていない。
2. 手足の爪は短く切っている。
3. 試合者の個人的衛生状態がよく保たれている。
4. 長い髪は試合相手の迷惑にならないようにヘアバンドで束ねる。ヘアバンドはゴムか、またそれに類似した材質で作られていて、いかなる固い材質や金属も使われていないこと。頭部は医療目的で使用される包帯やテーピング以外で覆ってはならない。
5. 第3条及び第4条の要件を満たしていない試合者は、試合をする権利が放棄させられ、第28条に従い、試合前であれば「不戦勝ち」が、試合開始後の場合は「棄権勝ち」が、主審、副審合議の上、三者多数決の原理により相手の試合者に与えられる。

◆第5条 審判員と役員◆

原則として、試合は、2名の試合者とは異なる国籍の3名の審判員によって裁かれる。

試合場にいる主審1名は、試合場そばのテーブルに座る2名の副審と無線機により繋がっている。2名の副審は、ジュリーの監督の下、ケアシステムを使用して主審を補助する。

試合への審判の割り振りは、審判員並びに選手にとって確実に中立な状態でなければならない。

審判員は、得点表示係、時計係、記録係によって補助される。

審判員の服装は、大会の規定によるものとする。

最終的に介入することができるジュリーは、ケアシステムの近くに座り、無線機により主審と繋がっていなければならない。尚、介入する際の手順については、第19条6項に従う。

第5条 審判員と役員 附則

組織委員会は、競技係員、とくに時計係、記録係、得点表示係が職務を行うに先立ち十分に訓練されていることを保証しなければならない。時計係は最低2名必要であり、1名は試合時間、もう1名は「抑え込み」時間を担当する。

可能であれば、3人目の時計係を配置し、2名の時計係の過失を防止できる体制をとることが望ましい。試合時間担当者は、「始め」又は「よし」の宣告を聞いて、時計を始動、「待て」又は「そのまま」の宣告を聞いて、時計を停止する。

「抑え込み」時間担当者は、「抑え込み」の宣告を聞いて時計を始動、「そのまま」の宣告で時計を停止、「よし」の宣告で再始動する。「解けた」又は「待て」の宣告で時計を停止し、主審に経過時間を知らせる。また、「抑え込み」時間が終了したとき（20秒、又は抑え込んでいる試合者が既に「技あり」をとっている場合は15秒）は、音による合図で「抑え込み」の終了を知らせる。

「抑え込み」時間担当者は、「抑え込み」又は「よし」の宣告で時計を始動したとき、緑色の旗を上げ、「解けた」、「待て」又は「そのまま」で時計を停止したとき、あるいは「抑え込み」時間が終了したときは、緑色の旗を下ろす。

試合時間担当者は、「待て」又は「そのまま」の宣告で時計を停止しときは、黄色の旗を上げる。「始め」又は「よし」の宣告で時計再始動するときは、黄色の旗を下ろす。

試合時間が終了したとき、明確に聞き取れる音による合図で、試合終了を主審へ知らせる。（第10条、第11条、第12条参照）

得点表示係は、試合の経過や結果を正確に示すことができるように、現行の主審の合図や宣告について、十分に慣れていなければならない。

上記の係に加えて、全試合の経過を記録する記録係が必要である。

電光表示板が使用される場合の手順も上記と同様とする。ただし、確認のためにタイマー一体型電光表示板と共に手動式の時計でも時間を計る必要がある。また、手動式の得点表示板を必ず予備として用意すること。

◆第6条 主審の位置と任務◆

主審は原則として試合場内に位置する。

主審は試合の進行と勝敗の判定を司る。

主審は自分の判定が正しく記録されていることを確認する。

第6条 主審の位置と任務 附則

主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等、すべてが適正な状態であることを確認しなければならない。

白柔道衣を着用している試合者が主審の右側、青柔道衣を着用している試合者が主審の左側に位置する。*1

両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は安全地帯からその動作を看守してもよい。

主審は担当する試合の前に、試合場の試合終了を示す音や医師、あるいは医療担当者の位置を確認しておく必要がある。試合場では、畳の表面が清潔で、畳の間に隙間

*1…国内では、赤色の帯を着けている試合者が主審の右側になる。

や段差、その他の不具合が無く、試合者が本規定第3条、第4条の要件を満たしているかを確認し、試合進行に責任を持たなければならない。

主審は、試合者の妨げやケガの原因となる位置に、観客、カメラマン、係員などがいないことを確認すること。

主審は、公式の告知や紹介の間、又は大会進行に遅延がある場合は、試合場の外側で待機しておく。

◆第7条 副審の位置と任務◆

副審2名は、試合場そばに配置された机に座り、無線機（イヤホン）を装着した主審と共に試合を裁く。副審はケアシステムを活用し、多数決の原理に基づき、主審に無線機を通じて助言をする。

副審は、得点表示板の表示の誤りに気付いたときは、主審に知らせなければならない。

試合者が試合開始後、試合場の外側で柔道衣を着替える必要がある場合、もしくは試合者が一時的に試合場を離れなければならないと主審が認めた場合、異常がないことを確かめるために、副審1名がその試合者に帯同すること。試合者と帯同する副審が異性の場合は、審判理事によって公式に認められた試合者と同性の役員が副審に代わって、試合者に帯同する。

◆第8条 審判員の動作◆

主審

主審は次の公式合図をする。

1. 「一本」片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。
2. 「技あり」片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。
3. 「技あり、合せて一本」最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。
4. 「有効」片腕を体の下方45度に、掌を下に向けて挙げる。
5. 「抑え込み」試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。
6. 「解けた」片腕を前方に挙げ、上体を試合者の方に曲げながら左右に速く2、3回振る。
7. 「引き分け」片手で掌を横に向け、頭上高く挙げ、上体の正面に下ろし（親指を上）、一時停止させる。（附則参照）
8. 「待て」片手を肩の高さに畳とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係

に向けて示す。

9. 「そのまま」上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
10. 「よし」両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
11. 「宣告したスコアを取り消す場合」一方の手で宣告したスコアと同じ合図を行い、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に2、3回振る。
12. 「試合の勝者を示す場合」掌を内側に向けて、勝者の方へ、肩の高さより上に片手を挙げる。
13. 「試合者に柔道衣を直させる場合」帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。
14. 「医師を呼ぶ場合」医師に向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片腕を振る。
15. 「罰則を示す場合（指導、反則負け）」握りこぶしから人差し指を伸ばして、罰則を与える試合者を指差す。
16. 「積極的戦意に欠けること」胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与える試合者を指差す。
17. 「偽装的な攻撃」手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をする。

第8条 審判員の動作 附則

不明瞭と思われる場合は、主審は公式合図の後、技の効果を得た試合者又は罰則を与えられた試合者または当該試合者の開始位置を指さす。

試合が中断する場合、主審は試合者に開始時の位置に安座することを指示できる。この場合、手を開き、掌を上にして、開始時の位置へ合図を示す。

「有効」、「技あり」の合図は、腕を胸前から、横へ伸ばし、正しい終わりの動作を示す。

「有効」、「技あり」の合図は、両副審にはっきりわかるように、動きながら継続すること。ただし、体を回すとき、両試合者から眼を離さないように注意すること。

第8条7項「引き分け」の合図はリーグ戦においてのみ用いられる。^{*1}

両試合者に罰則を与える場合、主審は、該当する動作を行い、試合者を交互に指さす（左の試合者には左の人差し指で、右の試合者には右の人差し指で）。

訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示さなければならない。

*1…国内においては無差別で行う団体戦にも適用される。

宣告の取り消しにおいては、発声は必要としない。

全ての合図は、少なくとも3秒から5秒間、継続させるものとする。

勝者を示すとき、主審は、試合開始時の位置に戻り、一步前を出て勝者を示し、その後一步戻ることとする。



試合場に入退場時の礼



試合前の立ち姿勢



試合者を試合場へ招き入れる



一本



技あり



技あり、合せて一本



有効



抑え込み



解けた



待て



待て



そのまま⇒よし



柔道衣を直させる



宣告の取り消し



スコア無し



始め⇔それまで



勝者宣告



指導を与える



消極的指導



偽装攻撃の指導



医師の要請



ブロック姿勢の指導



クロスグリップ、片襟の指導



自分の襟を持った組み手妨害の指導



場外指導



立つことを促す





ピストルグリップへの指導



袖の中に指を入れた場合の指導



脚取りによる反則

◆第9条 試合の場所（場内）◆

試合は、試合場内で行うものとする。投技の動作は、両方の試合者が試合場内にいるか、少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない。両試合者が、ともに試合場外にいる場合に施されたいかなる技も無効とする。

一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、全ての動作が有効であり、試合は継続される。（「待て」は宣告しない）

例外

- a) 一方の試合者のみが試合場内にいる状態から投技を施し、技を施す過程で両試合者ともに試合場外に出た場合、投技に継続性があるときは技の評価対象とする。

類似する例として、一方の試合者のみが試合場内にいる状態で、試合場内の試合者が投技を施し、試合場外にいる試合者が瞬間的に返し技を施した場合、その動作に継続性があるときは技の評価対象とする。

- b) 寝技では、試合場内で抑え込みが宣告された場合、試合場外に出ても抑え込みは継続される。

- c) 投技が試合場外で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。寝技の際、受が上述されている技を返した場合、継続性があればその技も認められる。

試合場内で技が始まった関節技、絞技に効力が見られる場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

第9条 試合の場所（場内） 附則

一旦試合が始まると、試合者は主審の許可があった場合に限って試合場の外へ出ることができる。主審の許可は非常に例外的な場合にのみ与えられる。例えば破れたり、汚れたりした柔道衣を着替える必要がある場合など。

◆第10条 試合時間◆

1. 試合時間と試合形式は、その大会のルールによって決められる。

IJFの責任の下で開催する全ての選手権大会における試合時間と試合間の休憩時間については、SORの規程が適用される。

この規程は、以下の国内選手権や他の公式な大会の双方においてガイダンスとガイドラインとなり得る。

シニア男子／団体戦	正味試合時間 5 分
シニア女子／団体戦	正味試合時間 4 分
ジュニア（21 歳未満）男子・女子／団体戦	正味試合時間 4 分
カデ（18 歳未満）男子・女子／団体戦	正味試合時間 4 分

2. 全ての試合者は、1つの試合と次の試合の間で、10分間、休息をとる権利を持つ。
3. 主審は、試合場にかかる前に当該試合の試合時間を確認しておかなければならない。
4. IJFの公式大会に参加できる下限年齢は、SORに記載されている通り15歳とする。

◆第11条 試合時間外◆

主審による「待て」と「始め」の宣告の間、及び「そのまま」と「よし」の宣告の間に経過した時間は、試合時間とはしない。

◆第12条 試合終了の合図◆

試合終了時間は、ベルを鳴らすか又はそれに類した音響の合図によって、主審に知らせる。

第12条 試合終了の合図 附則

同時に幾つかの試合場を使用しているときは、異なった音響装置を用いる。
時間の合図は、観衆の歓声の中でも十分な音量のものでなければならない。

◆第13条 「抑え込み」の時間◆

1. 評価

一本	20 秒
技あり	15 秒以上 20 秒未満
有効	10 秒以上 15 秒未満

2. 試合終了の合図と同時に施された抑え込み

「抑え込み」が試合終了の合図と同時に宣告された場合、又は残り時間がその「抑え込み」の完了には不足である場合には、試合時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、主審が「解けた」又は「待て」を宣告するまで延長される。

この場合、抑え込まれている試合者（受）は、絞技や関節技を返し技として施すことができる。

抑え込んでいる試合者（取）が参った、もしくは落ちた場合、抑え込まれている試合者（受）が「一本」によってその試合の勝者となる。

◆第14条 試合終了の合図と同時に施された技◆

1. 試合終了の合図と同時に施された技は、評価対象とする。
2. 投技が試合終了の合図と同時に施されても、主審が効果がないと判断したときは、主審は「それまで」と宣告しなければならない。
3. 試合終了の合図又はそれに類した音響装置が鳴った後に施された技は、主審が「それまで」と宣告していなくても、無効とする。
4. 試合終了の合図と同時に宣告された「抑え込み」の場合は、主審は第13条2項に沿って裁く。

◆第15条 試合の開始◆

1. 主審と副審は、試合者が試合場内に入る前に常に所定の位置についていなければならない。個人戦では、主審は両試合者の試合開始の位置を結んだ中央線から2m後方の中央に、時計係の席に向かって立つものとする。副審2名は、指定された席に座る。

団体戦では、各団体戦が始まる前に以下の通り2つのチームによって礼法がなされなければならない。

 - a) 主審は、個人戦と同じ場所に位置する。主審の合図で、両チームは決められた位置から入場し、試合場の外枠に沿って体重の重い順に並ぶ。一番重い選手が審判の近くに位置し、選手は互いに向かい合う。
 - b) 両チームは、主審の指示によって礼をして試合場に入り、試合開始位置まで移動する。
 - c) 主審は、指を伸ばし、掌を前方にして腕を伸ばし、選手に上席を向くように指示をしてから「礼」と号令をかけ、両チームの全ての試合者が同時に礼をする。このとき、主審は礼をしない。

- d) 主審は腕を前方に伸ばし、掌を向かい合わせ、「お互いに」*¹に向き合うように指示をする。両チームは、再度向かい合って、主審の「礼」の号令と共に礼をする。
- e) 礼法が終わり次第、両チームの全試合者は入場してきたときと同じ場所から退場する。試合場の外枠中央に各チームの最初の試合者が待機する。各試合で、試合者は個人戦と同じ礼法を行う。
- f) 各団体戦の最終試合が終わった後、主審はa)とb)に記載されている手順で両チームに指示を出し、勝利チームの宣告を行う。礼法については、開始時と反対の順番に行われ、最初にお互いに礼をし、その後、上席に向かって礼をする。
2. 試合者は、試合場内に入るとき、出るときに、自主的に礼をしてよい。ただし、この礼は強制されるものではない。
畳に上がる時は、両試合者が試合場まで同時に歩いて入場する。
試合者は、試合が始まる前に握手をしてはいけない。
3. 試合者は、各々の側の試合場内の外枠の中央（安全地帯の上）に進み（主審の位置から見て、最初に呼ばれた試合者が右側、次に呼ばれた試合者が左側）、そこに待機する。主審の合図で、試合者はその前方のそれぞれの開始線へ進み、同時に互いの礼を行い、左足から一歩前が出る。試合が終了し、主審が結果を宣告したら、試合者は同時に右足から一歩下がり互いに礼をする。
試合者が礼をしなかった場合、もしくは正しくない礼法を行った場合（腰から30度の角度で礼をしなかった全試合者が対象）、主審は試合者に正しい礼をするように指示をする。正しい礼法を実行することは非常に重要である。
4. 主審が「始め」を宣告したとき、試合は常に立ち姿勢から始めなければならない。
5. 登録されている医師は、第29条に規定されていることが発生した場合、もしくはその様な結果になった場合、主審に試合を止めるよう、要請することができる。
6. IJFは、試合中のコーチの振る舞いを規制することとした。この規制は、IJFが管轄する大会、もしくは世界ランキングに関わる全ての大会に適用される。コーチは、試合が始まる前に、コーチ用に設けられた席に着く。
- a) コーチは、試合者が試合をしているときに指示を出すことは許されない。
- b) 試合が一時的に止まったとき（「待て」から「始め」の間）のみ、コーチは試合者に指示を与えることが許される。
- c) 「待て」の時間が終わり、主審が「始め」を宣告し、試合が再開されたら、コーチは静かにしなければならない。また、身振り手振りをすることも許されない。

* 1…「お互いに」を宣告する必要はない。

- d) コーチがこのルールに従わない場合、最初は「警告」がコーチに与えられる。
 - e) コーチが同じ態度を繰り返した場合、このコーチは2回目の「警告」を受け、試合場から退場させられ、この試合の間は戻ってくるができない。
 - f) 退場したコーチが試合場の外側から同様の態度を続けた場合、当該コーチには罰則が与えられる。制裁は、登録の取り消しとなる可能性もある。
7. 審判委員会の委員は、試合を中断することができる。

IJFジュリーは、訂正する必要がある過ちが起こったときのみ試合を中断させる。

IJFジュリーの介入、もしくは審判員が下した判定の変更は、例外的な事情でのみ行われる。IJFジュリーの介入は、IJFジュリーが必要と認めた場合のみ行われる。

IJFジュリーは、審判員と同様に、試合者と異なる国籍でなければならない。

コーチは抗議を行うことはできない。しかし、彼らはIJFジュリー席で最終的な判断となった根拠をケアシステムに依って確認することができる。

◆第16条 寝技への移行◆

1. 試合者は、本条項に記載されている状況のうち、一つでも該当した場合、立技から寝技へ転じることができる。ただし、用いられた技に継続性がない場合は、主審は「待て」を宣告し、両試合者に立ち姿勢から始めるよう指示する。
2. 立技から寝技への移行が認められる状況
 - a) 一方の試合者が投技を施し、引き続き寝技に転じて攻める場合。
 - b) 一方の試合者が投技を施し損なって倒れた際、他方の試合者が寝技に転じて攻める場合。
 - c) 一方の試合者が、立ち姿勢で絞技又は関節技を施し、引き続き寝技に転じて攻める場合。
 - d) 一方の試合者が、投技ではなくとも巧みな動作で相手を倒し、引き続き寝技に転じて攻める場合。
 - e) 前各号に該当しない他の何らかの理由で一方の試合者が倒れるか倒れなかった場合、他方の試合者がその体勢を利用して寝技に転じて攻める場合。

例外：一方の試合者が、第16条2項によらないで相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしなないときは、主審は「待て」と宣告し、第27条1項g) に違反した試合者に「指導」を与える。

試合者の一方が、相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしたときは、寝技は継続される。

◆第17条 「待て」の適用◆

1. 本条項に記載されている状況に該当する場合、主審は、試合を一時止めるために「待て」と宣告する。「待て」の宣告後、試合者はすばやく第15条に記載されている試合開始時の位置に戻らなければならない。主審は、試合を再開するために、「始め」と宣告する。

例外：主審が試合者に「指導」を与えるために「待て」を宣告する場合、両試合者を開始線に戻す必要はない。その場で、指導を与えることができる。（「待て」→「指導」→「始め」）ただし、場外に出たことへの「指導」を与える場合は開始位置に戻すこととする。

主審が「待て」を宣告したとき、試合者に「待て」の宣告が伝わらず、試合が続くことのないように、主審は常に試合者を視野に入れておく必要がある。
2. 主審が「待て」を宣告する状況
 - a) 両試合者が完全に試合場外に出たとき。
 - b) 試合者の一方又は双方が第27条に記載されている禁止事項に該当したとき。
 - c) 試合者の一方又は双方が負傷又は発病したとき。第29条に記載されている事案が発生した場合は、主審は「待て」を宣告した後、当該条項内に記載されている必要な医療行為を行うために医師を要請する。医師の要請は、試合者が医師を要請したとき又は深刻な負傷のため審判員が医師を必要と判断したときに行われる。医師が診察しやすいように、試合者はどのような姿勢をとっても良い。
 - d) 試合者の一方又は双方に柔道衣の乱れを直させるとき。
 - e) 寝技において、明らかに進展がないとき。
 - f) 一方の試合者が相手に背中から絡みつかれ、うつ伏せの状態から半分立ち上がる、もしくは立ち上がり、畳から両手が離れ、相手の力によって制御されていないとき。
 - g) 一方の試合者（A）が、立ち姿勢のまま、あるいは寝姿勢から立ち姿勢に移った際、畳に背をつけたもう一方の試合者（B）が片足もしくは両足を試合者（A）の身体に巻きつけている状態から試合者（A）が試合者（B）を畳から引き上げたとき。
 - h) 試合者の一方が、立ち姿勢から関節技又は絞技を施し又は施そうとしたが、十分な効果が表れないとき。
 - i) 一方の試合者が、暴力的な行為やレスリング技（柔道に基づかない技）を仕掛けようと動作を始めたとき、主審は直ちに「待て」を宣告し、動作を止めさせ、試合者にその行為を最後まで行わせない。

j) その他、主審が必要と認めたとき。

3. 主審が「待て」を宣告するべきではない状況

a) 主審は、危険と思われる状態以外で試合場外に出ようとしている試合者を止めるために、「待て」を宣告してはならない。

b) 主審は、抑込技、絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見受けられても、またその試合者が休息を要求しても、「待て」を宣告してはならない。

4. 例外的な状況

a) 主審が、寝技において、誤って「待て」を宣告し、試合者が離れてしまった場合、主審は、試合者が不公平にならないよう、多数決の原則に基づいて、できる限り元の位置に近い状態に試合者を戻し、試合を再開させることができる。

◆第18条 「そのまま」◆

1. 主審が試合者の位置を変えずに試合を一時止めたいと思ったときは、第8条にある動作をしながら「そのまま」と宣告する。主審が「そのまま」と宣告したときは、試合者の位置や組み方に変化がないことに注意しなければならない。

2. 「そのまま」は、寝技においてのみ適用される。

3. 状況

a) 「指導」を与える場合

「指導」を与えられる選手が、不利な状況にいる場合は「そのまま」を宣告せず、直接「指導」を与えることができる。

b) 医療行為が必要な場合

寝技の攻防中に、一方の試合者が負傷したと合図をした場合、または第29条により、主審が医師の診察が必要だと判断した場合、必要に応じて「そのまま」の宣告の後、両試合者を離すことができる。その後、主審と副審による三者多数決によって試合者双方を「そのまま」の宣告前の状態に戻す。

4. 試合を再開するとき、主審は第8条にある動作と共に「よし」を宣告する。

◆第19条 試合の終了◆

1. 主審は、本条項に記載されている状況となったとき、「それまで」と宣告し、試合を終了させる。「それまで」と宣告したとき、主審は、試合者がその宣告に気付かずに試合を続けることのないよう、常に試合者を視野に入れておく。

主審は、必要に応じて、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

主審が第8条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり、礼をした後、試合場横の定められた安全地帯から退場する。試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。試合場内では柔道衣を脱ぐこと、あるいは帯を解いてはならない。

2名の副審は、主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、主審と副審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。その後は試合結果を変更できない。審判委員会の委員がその間違いに気付いたとき、訂正を指示するために主審、副審を呼ぶことができる。

主審と副審による三者多数決によって判断され、全ての動作や判定が、審判委員会の委員によって合意を受けた場合、その判定は最終的なものであり抗議は許されない。

2. 「それまで」を宣告する状況

- a) 試合者の一方が、「一本」又は「技あり、合せて一本」をとったとき。（第20条、第21条参照）
- b) 「棄権勝ち」のとき。（第28条参照）
- c) 「反則負け」のとき。（第27条参照）
- d) 試合者の一方が負傷のため試合を続行できないとき。（第29条参照）
- e) 試合時間が終了したとき。

3. 主審は以下の内容に基づいて、試合結果を示すものとする。

- a) 試合者の一方が「一本」又は同等のものをとったとき、勝者を示す。
- b) 「一本」又は同等のものがなかった場合には、「技あり」の数の多い試合者が勝者となる。いくつ「有効」があっても、1つの「技あり」にも及ばない。
- c) 得点が無かった場合、又は得点（技あり、有効）が同じである場合、「指導」の少ない試合者が勝者となる。「指導」も同じ場合は、個人戦、団体戦ともにゴールデンスコア方式の延長戦によって決定される。

4. ゴールデンスコア方式による延長戦

試合時間が終了したときに、本条3項c)の状況であった場合、主審は「それまで」を宣告し、試合を一時的に終了させ、試合者は開始位置に戻る。

ゴールデンスコア方式の延長戦は時間無制限とするが、得点表示板は元の試合の内容をそのまま持ち越す。

主審は、試合を再開するにあたり「始め」を宣告する。元の試合の終了と延長戦（ゴールデンスコア）の開始の間に、休憩時間はないものとする。

ゴールデンスコア方式の延長戦では、一方の試合者に「指導」が与えられた時点（与えられた試合者が敗者）、もしくは技によるポイントをとった時点（とった

試合者が勝者)で直ちに試合は終了し、主審は「それまで」を宣告する。

最初に「指導」が与えられた試合者が敗者となり、最初に技によるポイントをとった試合者が勝者となる。

延長戦（ゴールドスコア方式）の寝技において、試合者の一方が抑え込まれ、「抑え込み」が宣告されたとき、主審は20秒間（一本）が経過するまで、又は「解けた」もしくは「待て」を宣告するまで、あるいは試合者の一方が絞技や関節技を施してそれが直ちに極まるまで、「抑え込み」を継続することを認めるものとする。

この場合、最終的なポイントを得た試合者の勝利となる。

延長戦（ゴールドスコア方式）において直接的「反則負け」が与えられた場合も、通常の試合における「反則負け」と同様の扱いとなる。

延長戦中に、主審が一方の試合者に「指導」や「反則」を与える場合、主審は副審に相談し、三者多数決の意見によって決定する。

5. 延長戦（ゴールドスコア方式）の特別な状況

- a) 一方の試合者が延長戦（ゴールドスコア方式）を行うことに同意し、他方の試合者が辞退する場合、延長戦に同意した試合者が「棄権勝ち」となる。
- b) 通常の試合時間内で同時「一本」となった場合、その試合の勝敗は延長戦（ゴールドスコア方式）によって決定される。延長戦中に同時「一本」となった場合、主審は「待て」を宣告し、それらの技を評価せずに試合を継続させる。
- c) 両試合者が（同時に「指導」を受けた結果）同時に累積による「反則負け」を受けた場合、その試合の勝敗は延長戦（ゴールドスコア方式）によって決定される。
- d) 両試合者が同時に直接的「反則負け」を受けた場合には、その両試合者はその後の一連の試合に出場できない。

6. ケアシステム

本規定とSORによって定義されたケアシステムは、審判委員会の独占的な権限とし、他の者が妨害すること、もしくは本規定に記載されているルール以外の施行を定義することは許されない。本項に記載されていない場面に関しては、審判委員会によって決定される。

ケアシステムを使用する状況は以下の場面

- a) 審判委員会の委員が、以下に定義されている状況で、審判員全員に介入し、試合を中断し、通知をする。
- b) 審判委員会の委員の意見が、実際の動きと、その後のケアシステムでの確認に

よって、疑いのない評価で、更に副審の意見とも一致した場合、その通知を（試合を止めることなく）審判員全員に伝える。

以下の状況における試合場での決定を補助するため、ケアシステムを使用して確認する義務が生じる。

- c) 試合終了時間を含む試合時間中、延長戦中のいかなる決定。
- d) 返し技が施され、どちらの試合者が最終的な技を施しているかを判断することが困難なとき。

本条項に定められている、ケアシステムの確認とその後の審判員への通知は、試合場を監督している審判委員会の委員の裁量による。権限のない場面での使用や審判委員会の委員以外がケアシステムの使用を要請することは許されない。

◆第20条 「一本」◆

1. 主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「一本」と宣告する。
 - a) 試合者の一方が、相手を制しながら、大きなインパクトを伴って背が畳につくように、相当な強さと速さをもって投げたとき。大きなインパクトなく、ローリングした場合、「一本」とは認められない。
投げられた試合者が、故意に「ブリッジ（頭と片足もしくは両足が畳についている状態）」をしようとした場合、全て「一本」とする。これは、試合者の安全を考慮したもので、これにより試合者は相手の技から頸椎を危険にさらすような逃げ方をしなくなる。また、「ブリッジ」を試みた状態（体がアーチ状になる）も、「ブリッジ」とみなす。
 - b) 試合者の一方が、相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告の後、20秒間逃げることができなかったとき。
 - c) 通常、抑込技、絞技、関節技の結果として、試合者が手又は足で2度以上叩くか、又は「参った」と言ったとき。
 - d) 試合者の一方が、絞技あるいは関節技によって、戦意を喪失したとき。
2. 同義
試合者の一方が「反則負け」を宣告されたときは、他方の試合者が「一本」と同等の勝者となる。
3. 特別な状況
 - a) 試合者双方が、同時に攻撃をした後、畳に倒れ、主審、両副審ともにどちらの技が優位か判断できないときは、何の評価も与えない。
 - b) 双方の試合者が同時に「一本」を取った場合は、主審は第19条5項b)に沿っ

て対応する。

◆第21条 「技あり、合せて一本」◆

試合者の一方が、1つの試合で2回目の「技あり」を取ったとき（第23条参照）、主審は、「技あり、合せて一本」と宣告する。

◆第22条 「総合勝ち」◆削除

◆第23条 「技あり」◆

主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「技あり」と宣告する。

- a) 試合者の一方が、相手を制しながら投げ、その技が「一本」に必要な他の3つの要素のうち1つが部分的に不足している場合。（第20条1項a）参照）
- b) 試合者の一方が相手を抑え込んで、15秒以上20秒未満、逃げられなかったとき。

◆第24条 「有効」◆

主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「有効」と宣告する。

- a) 試合者の一方が、相手を制しながら投げ、その技が「一本」に必要な他の3つの要素のうち2つが部分的に不足している場合。

試合者の一方が、相手を制しながら投げ、相手が上体側面から落ちた場合は「有効」。

例：

- i) 「背中にインパクトがある」において一部要素に欠け、「強さ」と「速さ」の2つの要素のうち、1つが部分的に不足している。
 - ii) 背中にインパクトがあるが、「強さ」と「速さ」の2つの要素が2つとも、部分的に不足している。
- b) 試合者の一方が、相手を抑え込んで10秒以上15秒未満、逃げられなかったとき。

第24条 「有効」 附則

「有効」がいくつ宣告されても、その合計数は「技あり」1つにも及ばない。宣告された総数が記録される。

◆第25条 「効果」◆削除

◆第26条 「抑え込み」◆

主審は、施された技が次の基準に相当するときは、「抑え込み」と宣告する。

- a) 抑えられた試合者が、相手によって制せられており、畳に背、両肩又は片方の肩がついている。
- b) 横側、頭上、身体の上から制している。
- c) 抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚又は身体を制せられていない。
- d) 抑え込んでいる試合者は、その身体が「袈裟」、「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」、「上四方固」あるいは「裏固」のような形にならなければならない。

第26条 「抑え込み」 附則

試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制している、他の抑込技に変化しても、完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、「解けた」又は「待て」の宣告があるまで継続しているものとする。

「抑え込み」が施されているとき、有利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したとき、主審は「待て」と宣告し、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、罰則（「抑え込み」時間の評価も宣告する）を与える。その後、「始め」の宣告によって試合が再開される。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯したとき、主審は「そのまま」と宣告し、その罰則を与える。その後、双方の試合者に触れて「よし」と宣告し、試合を再開する【第18条3項a)の適用も可】。ただし、与えられる罰則が「反則負け」のときは、主審は「そのまま」の宣告の後、副審と合議し、「待て」を宣告する。その後、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、「反則負け」を宣告する。そして「それまで」の宣告で試合を終了する。

両副審が「抑え込み」に入っているとみなしたが、主審が「抑え込み」を宣告していないとき、両副審は「抑え込み」の意思表示をする。主審は三者多数決の原則に従って「抑え込み」を直ちに宣告しなければならない。

「抑え込み」中に、抑え込まれている試合者が、相手の脚をその上からでも下からでも挟むことができた場合、「解けた」が宣告されなければならない。^{*1}

抑え込まれている試合者の背中が畳についていない状態になっても（例えば、「ブリッジ」）、抑え込んでいる試合者が制しているときは、「抑え込み」は継続しているとみなす。

*1…縦四方固で抑えている場合に、抑えている選手の両脚を、同両側の外側から絡んで股関節を広げて制するような場合はその限りではない。

◆第27条 禁止事項と罰則◆

禁止事項は「軽微な」違反（指導）と「重大な」違反（反則負け）に分類される。

軽微な違反：「指導」の罰則が与えられる。

重大な違反：直接的「反則負け」の罰則が与えられる。

審判員は違反の重さに応じて、「指導」か「反則負け」の罰則を与える。

試合の中で、3回の「指導」が与えられた後、4回目は「反則負け」（「指導」3回を付与し、その後は反則負け）となる。「指導」は、相手の得点に反映されない。技の得点のみが、得点表示板に表示される。試合が終了した時点で、得点表示板の得点が同等の場合、「指導」の数が少ない試合者が勝者となる。その試合がゴールデンスコア方式の延長戦に突入した場合は、最初に「指導」を受けた試合者が敗者となり、最初に技によって得点した試合者が勝者となる。

「指導」は、指導が与えられる行為を行った試合者にその場で与えられる。双方の試合者は、試合開始時の位置には戻らない。（「待て」→「指導」→「始め」）。ただし、場外に出たことによる「指導」を与える場合は試合開始時の位置に戻ることとする。

直接的「反則負け」の宣告は、状況が明らかに深刻な場合、その試合者の資格取り消しを意味し、その後の一連の試合に出場できない。^{*1}その試合は第19条2項c)により終了となる。（附則参照）

主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

試合時間中に行われた禁止事項に対して、又は特別な状況において、勝者を指示する前であれば、試合終了の合図の後に行なわれた重大な違反行為に対し、「それまで」の宣告後でも罰則を与えることができる。

指導（軽微な違反）

1. 「指導」は軽微な違反を犯した試合者に与えられる。
 - a) 試合において、攻撃されることを防ぐため、故意に組まない。
 - b) 立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること。（附則写真例参照）
 - c) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意思のない攻撃を行う。（偽装的攻撃）

偽装攻撃には指導が与えられる。偽装攻撃の定義とは以下の通りである。

 - i) 取が投げる意思のない技を施す。

^{*1}…本条「反則負け」（重大な違反）i）、1)による反則負けは、その限りではない。

- ii) 取が、組んでない状態で技を施す。もしくは技を施してすぐに手を離す。
- iii) 取が、受のバランスを崩すことなく、一つの技、もしくは技を繰り返し施す。
- iv) 取が、攻撃されるのを防ぐために、受の脚の間に自分の脚をいれる。
- d) 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続ける。及び捻り絞って握ること。
- e) 立ち姿勢において、攻撃されることを避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わす姿勢を続ける。もしくは、組み手や攻撃を避ける目的だけのために相手の手首もしくは腕を持つこと。
- f) 故意に、自分の柔道衣を乱す。及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりする。
- g) 第16条によらず、相手を寝技に引き込む。
- h) 相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れる。
- i) 立ち姿勢において、攻撃をしないで、「標準的」組み方以外の組み方をする。
- j) 立ち姿勢において、組み手の前後で、何の攻撃動作もとらない。(附則「積極的戦意の欠如」参照)
- k) 親指と四指の間で相手の袖口を握る(ピストルグリップ)。
- l) 相手の袖口を折り返して握る(ポケットグリップ)。*¹
「ピストルグリップ」と「ポケットグリップ」は袖口を握り、直ちに攻撃しない場合は「指導」が与えられる。
- m) 投げるために相手に抱きつく行為(ベアハグ)。ただし、「取」か「受」のどちらかの試合者が少なくとも片方の腕で組んでいるときは、取・受のどちらも相手を投げるために抱きつくことが可能で、その行為は「指導」とはならない。
- n) 帯の端や上衣の裾を、相手の身体に巻きつける。*²
- o) 柔道衣を口にくわえる(自分のものでも相手のものでも)。
- p) 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかける。
- q) 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかける。
- r) 自分や相手の帯、上衣の裾を使った絞技、あるいは直接指で絞技を施す。
- s) 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出す。(第9条「例外」参照)
片足が試合場の外にあり、直ちに技を施さない場合、もしくは試合場内に直ちに帰らない場合は、「指導」が与えられる。両足が場外に出た場合は「指導」とする。相手によって、押されて試合場の外に出た場合は、相手の試合者に

* 1…投げの動作の過程で、上述した現象に陥ってしまった場合は、その限りではない。

* 2…一周以上巻きつけることを示している。

「指導」が与えられる。（試合者が試合場を出る際に、場内から技を施している場合、「指導」は与えない）

- t) 相手の胴（胴絞）、頸、頭を脚で挟んで絞める（両足を交差し、両脚を伸ばして）。
- u) 脚や足を使って組手を切る。また技を施すことなく、相手の脚や足を蹴ること。
- v) 組み手を切るために、相手の指を逆にとる。
- w) 組み手を両手で切る。
- x) 相手に組ませないために自分の襟を覆う。
- y) 片手、もしくは両手で相手を強制的に押さえつけて腰が曲がった状態にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしているとみなし「指導」が与えられる。

反則負け（重大な違反）

2. 「反則負け」は、重大な違反を犯した試合者（もしくは「指導」を3回与えられている試合者が、さらに軽微な違反を犯したとき）に与えられる。

- a) 河津掛を試みる。
- b) 肘関節以外の関節をとる。
- c) 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とす。
- d) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈る。
- e) 主審の指示に従わない。
- f) 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行う。
- g) 特に頸や脊椎・脊髄など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をする。
- h) 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れる。
- i) 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突っ込む。また立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
- j) 試合者の一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れる。
- k) 硬い物質又は金属の物質を身につけていること（覆っていても、いなくても）。

1) 立ち姿勢において、片手、または両手、もしくは片腕、または両腕を使って、相手の帯から下を攻撃する、または防御するすべての行為は「反則負け」とする。脚を持って良いのは、双方の試合者が立ち姿勢から完全に寝姿勢となった場合のみである。

m) 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなるときにでも直接的な「反則負け」が与えられる。

試合者が「指導」を4回繰り返したとき、主審は副審と合議した上で、その試合者に「反則負け」を宣告する。4回目の「指導」は、「反則負け」と宣告され、試合は第19条2項c)によって終了する。

第27条 禁止事項と罰則 附則

審判員は、その意思又は柔道の本質のため、その状況に応じて、罰則を与える権限を持っている。

主審が試合者の一方又は双方に罰則を与える場合（寝技の「そのまま」の場合を除き）には、「待て」を宣告して試合を一時中止させ、違反行為を犯した試合者を指差しながら罰則を与える。

「反則負け」を与える前に、主審は副審と合議し、三者多数決の原則に従って決定を下さなければならない。両試合者が同時に反則を犯した場合は、両者各々の違反の重さに応じて罰則が与えられる。

両試合者が「指導」を3回与えられていて、さらに双方の試合者が同時に罰則を受けた場合、両者に「反則負け」が宣告される。

寝技における罰則は、「抑え込み」の場合と同じ方法で与えられるものとする。
(第26条参照)

1. 指導

a) 試合者が、組み手争いの中で相手の組み手を3回切った場合、審判員はこの試合者に「指導」を与えるべきである。

g) 試合者の一方が第16条によらず、相手を寝技に引き込み、相手が寝技を続けようとしないうちに、主審は「待て」と宣告し、第16条を犯した試合者に「指導」を与える。

i) 「標準的」組み方とは、左手で相手の柔道衣の右側、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を、右手で相手の柔道衣の左側、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を握ることである。いずれにおいても帯より上を握ること。
試合者が「標準的」でない組み方を繰り返す場合には、「指導」を与えること

ができる。

「クロスグリップ」をしている試合者は、直ちに攻撃をしなければならない。攻撃を行わない場合、主審は「指導」を与える。「クロスグリップ」とは、両手もしくは片手で相手の肩もしくは腕越しに背中を持つ行為である。「クロスグリップ」の場合でも帯より下を握ることは許されない。

「クロスグリップ」のときには直ちに攻撃しなければならない。帯を握った場合、片襟の場合も同じである。

組んでいる腕の下から相手が頭を抜くことによって「標準的」でない組み方となった場合は、罰則を与えない。ただし、試合者が頭を抜く動作を続ける場合には、主審は、2)「極端な防御姿勢」にあたるか考慮しなければならない。直ちに投技を施すことなく相手の両脚の間に片脚を引っ掛けることは「標準的」組み方であるとはみなされない。したがって攻撃をしなければ、「指導」が与えられる。

- j) 「積極的戦意の欠如」は、約25秒間、一方又は双方の試合者に攻撃の動作が見られないときに与えられるものである。

攻撃の動作がなくても、純粹に試合者が攻撃のための機会をうかがっていると主審が判断する場合には、積極的戦意の欠如は与えられるべきではない。

主審は早急に組み合わせない、もしくは相手に組ませようとしない試合者には厳しく罰則を与える。

- n) 「巻きつける」という動作は、帯又は上衣が完全に1周していることを意味する。しかし（巻きつけることなく）相手の腕を固定するために握りのつなぎ止めとして帯や上衣を使うことは、反則としない。

- p) 「顔面」とは、額、耳、あごの線から前の範囲を意味する。

- r) 自分、もしくは相手の帯、上衣の裾を使った絞技、あるいは直接指で絞技を施すことは許されず、厳しく監視する。

2. 反則負け

- a) 投げの動きの中で、投げている試合者が身体をひねったり回転したりしても「河津掛」とみなされ、罰則が与えられる。

足又は脚を相手の脚にからんでの大外刈、大内刈、内股のような技は認められ、得点が与えられる。

- b) カデ大会での関節技は許可される。

- h) 払腰、内股等のような投技を試みるときに、片手で相手の襟を握り、腕挫腋固のようにして（相手の手首が投げる者の腋の下に固定されている状態）、うつ

伏せに倒れこむことは、負傷の可能性があるため、罰則が与えられるべきである。相手をきれいに仰向けに投げようと意図しない動作は危険であり、「腕挫腋固」と同様に扱う。

以下の状況では、審判規定を厳しく適用する。

禁止：脚を掴んで防御する

片手、または両手、もしくは片腕、または両腕を使って、相手の帯から下を攻撃する、または防御するすべての行為。

罰則：最初の攻撃：反則負け



青の反則負け



青の反則負け



青の反則負け



青の反則負け



青の反則負け

罰則：極端な防御姿勢：指導



両者に指導

◆第28条 「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」◆

「不戦勝ち」は、一方の試合者が出場しないときに、もう一方の試合者に与えられる。

試合を時間通りに行うため、全てのIJF大会では以下の「30秒ルール」を適用する。

試合放棄：一方の試合者が時間通りに準備を整えているが、もう一方の試合者が現れていないことを審判委員会が確認した場合、審判委員会は大会放送係に、その場にはいない試合者の最終呼び出しを行うよう要請する。（1分おきに3回の呼び出しは行わない。）

その後、審判員は、準備ができている試合者を試合場の端で待機させる。タイマー

で30秒のカウントダウンを始め、30秒経過後、対戦相手が試合場にいない場合、審判員は準備ができていない試合者を試合場に招き入れ、「不戦勝ち」による勝者を宣告する。

試合を放棄した試合者は、IJFジュリーが、ある一定の条件を満たしていると認められた場合、敗者復活戦に参加することができる。

主審は「不戦勝ち」を与える前に、審判委員会によってそれを行ってよいと認められていることを確認しなければならない。

試合中、いかなる理由であっても試合者が棄権したときは、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

第28条 「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」 附則 「ソフトコンタクトレンズ」

試合者の一方が、試合中にコンタクトレンズを落とし、直ちにそれを装着することができない場合、その試合者がコンタクトレンズなしで試合を続けることができないことを主審に伝えたときは、主審は副審と合議の上、もう一方の試合者に「棄権勝ち」による勝利を与えるものとする。

◆第29条 負傷、疾病、事故◆

試合者の一方が試合中に負傷、疾病、事故のため、試合続行不可能となった場合、主審は次の各項に基づき、副審と合議の上、決定する。

a) 負傷

- i) 負傷の原因が、負傷した試合者自身の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。
- ii) 負傷の原因が、負傷していない試合者の責任と認められるときは、負傷させた試合者が負けとなる。
- iii) 負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者が負けとなる。

b) 疾病

試合者の一方が、試合中に発病し、試合続行が不可能となった場合、原則として当該試合者を負けとする。

c) 事故

外的要因（不可抗力）によって起きた事故の場合、主審は審判委員会との合議の後、当該試合を中止又は延期とする。「不可抗力」の事態においては、スポーツ理事、スポーツ委員会あるいはIJFの審判委員が、最終判断をする。

医師の診察

- a) 試合者が頭部もしくは背部（脊柱）に強烈な衝撃を受けたとき、又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は医師を呼ぶこと。いずれの場合においても、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審に試合を続行できるか否かを告げる。

医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審は副審と合議の上、試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

- b) 試合者は主審に医師を呼ぶことを要請できる。ただしこの時点で試合終了とし、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。
- c) 医師は、担当する試合者に対処するため、試合への介入を要請できる。ただし、この場合、その試合は終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

主審と副審が試合続行不可能と判断したときは、いかなる場合でも、主審は試合を終了し、規定に則って結果を示さなければならない。

出血を伴う負傷

出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる。

出血があった場合、安全面の見地から、主審は医師を呼ぶ。出血をしている間は試合を行うことはできない。ただし、出血を伴う同じ部位の負傷は、医師による手当てを2回まで受けることができる。同じ部位の3回目の出血の時点で、主審は副審と合議した上で、試合者自身の安全のために試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

出血が止まらず、覆うことができない場合は、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

軽微な負傷

軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

第29条 負傷、疾病、事故 附則

試合中に、一方の試合者が相手の試合者の動作によって負傷し、負傷した試合者が試合続行不可能となった場合、審判員は原因を検討し、規定に則って判断する。どのような場合でも、発生した事実のみに基づいて判断する。(a)「負傷」i) ii) iii) 参照)

原則として試合者1名に対し、1人の医師が試合場に出ることが認められる。医師に補助が必要な場合には、医師はまず主審にその旨を報告しなければならない。

コーチが試合場に出ることは絶対に許されない。

主審は、負傷した試合者のそばで、医師による行為が規定どおりのものであるか確認をする。

ただし、何らかの決定のために意見を述べる必要がある場合には、主審は副審と協議することができる。

医療援助行為

a) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。

医師は急所の負傷を調整するのを手伝うことができる。

b) 出血を伴う負傷の場合

安全面の見地から、出血がある場合には、必ず医師が粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などを用いて処置し、完全に出血箇所を覆わなければならない(血液凝固剤や止血剤の使用が認められる)。

医師が呼ばれたときは、できるだけ短時間に済まされなければならない。

(注)：上記の状況以外で、医師が試合者に何らかの処置を施したときは、その試合者の相手が「棄権勝ち」となる。

嘔吐

試合者が嘔吐した場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。(b)「疾病」参照)

スポーツ理事、スポーツ委員会又はIJFの審判委員によって下される他の何らかの処分を除き、故意に相手の試合者を負傷させた場合、負傷させた試合者は、直接的「反則負け」となる。

医師が、試合者の身体が極めて危険であると明らかに認めた場合(特に絞技)、医師は試合場のそばに行き、直ちに試合を中止するよう審判員に要求することができる。審判員は、医師が必要とする援助を全て行わなければならない。この場合、当該

試合者は負けとなる。この措置は非常時のみの対応とする。

カデの大会で、絞技により意識を失った試合者は、その後の試合に出場することはできない。

IJFの選手権大会においては、正式なチームドクターは医師免許所持者のみとし、大会に先立って登録されていなければならない。この医師だけが所定の位置に座ることが許され、判別しやすい格好をしなければならない（例えば、赤十字の腕章やベストの着用など）。

チームドクターを認定したときは、各国家連盟はチームドクターの活動に関する全責任を負わなければならない。

医師は、あらゆる規定の改正や解釈について知っていなければならない。

◆第30条 規定に定められていない事態◆

本規定に定められていない事態が生じた場合は、審判委員会と合議の上で審判員が下した決定により処理される。

国内における「少年大会申し合わせ事項」

少年（中学生・小学生以下）の試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1、2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頭を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

第27条（附則）

1. 【相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること】関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頭の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頭部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、【瞬間的（1、2秒程度）】の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 【両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。】関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 【関節技及び絞技を用いること。】関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、俗称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
 - ②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。
（注）小学生以下は、絞技についても同様とする。
 - ③攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めた場合は「反則負け」とする。
4. 【無理な巻き込み技を施すこと。】関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。」関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正

平成27年6月 1日 施行

監修者一覧
【全日本柔道連盟審判委員会】

委員長 西田 孝宏

副委員長 大迫 明伸 天野安喜子

委員 高橋 健司 保坂 慶蔵 松田 基子 中西 英敏
諏訪 剛 黒田 一彦 川島 一見 小形 健二
平野 弘幸 高橋 進 富山 六郎 松本 範昌
樽谷 哲子

特別委員 斉藤 仁 細川 伸二 松井 勲

(順不同)

2015年3月31日 初版発行

公益財団法人 **全日本柔道連盟**

〒112-0003

東京都文京区春日1丁目16番地30号

TEL 03-3818-4199

FAX 03-3812-3995

印刷所 東京広告株式会社

